

社会福祉法人 和みの会

法人役員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、理事会の決議に基づき、社会福祉法人和みの会役員の出張、役員会出席、その他の旅費に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 旅費規程は、役員のほか、次の者にも準用する。

- (1) 退任者であつて、残務処理のため、出張を命ぜられた者。
- (2) その他、特に外部の者に業務を委託し、それにより出張する者。

(旅費の種類)

第3条 役員等の旅費は、国内出張旅費とし、海外出張については、その都度理事会が決定する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は順路によって計算する。但し、天災、その他やむを得ない理由で順路によることができなかつた場合は、現に経過した路線により計算する。

(特認の手続き)

第5条 旅程、用務の状況、その他により、この規程によりがたい場合は、理事長の承認を得た後、別段の取扱をすることができる。

(旅費の前払い)

第6条 旅費は帰園後計算し、支給する。但し、概算によって、前渡金を支給することができる。

(旅費の精算)

第7条 出張より帰った者は、概算前渡金受領の有無にかかわらず、帰任後3日以内に精算しなければならない。

(旅費の分担)

第8条 旅費、宿泊料の全部、又は一部について、他から支弁される場合は、この旅費規程により計算される額との差額を支給する。

(出張)

第9条 役員を出張させる場合には、理事長が出張命令簿に、用件、行先、期間、日時等を記入し、出張させるものとする。

(出張報告)

第10条 役員が出張から帰った場合は、速やかに理事長に報告しなければならない。

(理事会旅費)

第11条 役員が理事会出席する場合、市内は一律 1,000 円・市外は一律 2,000 円の理事会旅費を支払う。

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、役員が公務で出張中、宿泊した者に対し、実費支給する。

(日当)

第13条 日当は、1回 4,000 円支給する。

(出張中に事故)

第14条 役員の出張中の負傷、疾病、天災、その他事故については、法人はその責を一切負わないものとする。

(付 則)

本規程は平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

本規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。